

南海トラフ地震に備えよう！

～お家の家具の固定をサポートします～

先着
10世帯

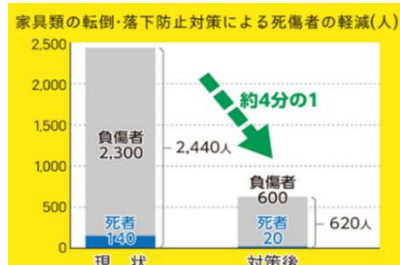
過去の大規模地震では、家具の転倒によって、たくさんの方が犠牲になりました。ご自分や大切な人の命を守るために、家具の転倒防止対策はとても重要です。この機会に、「家具類固定サポート制度」をご利用ください！

家具や家電を固定していないと・・・



家具類の固定の効果

県の南海トラフ地震被害想定では、家具類の転倒・落下防止対策を行うことで、死傷者数を4分の1に軽減できると想定されています。



「家具類固定サポート制度」はどんな制度？

家具の固定方法がわからない方や、自分で固定作業ができない方のために、香川県防災士会西讃ブロックの「家具類固定サポーター」が家庭を訪問し、固定方法のアドバイスや固定器具の取付支援などを行う制度です。

実施スケジュール（予定）

| | |
|--------|--|
| ① 利用申請 | 観音寺市危機管理課まで、別紙の利用申請書を提出してください。 ※予算額に達した場合、受付を終了します。 |
| ② 日程調整 | 香川県防災士会西讃ブロックから、申請者へ電話連絡をして事前診断訪問日の調整などを行います。 ※申請状況により、ご連絡までにお時間を要する場合があります。 |
| ③ 事前診断 | サポーターが家庭を訪問し、家具類の固定方法の診断を実施します。 サポーターと相談のうえ、固定する家具や固定方法を決めてください。 |
| ④ 器具調達 | 器具の購入については、サポーターが相談に応じます。 ※器具の購入代金は、利用者の負担となりますが器具購入費に対する補助を行っています。別途申請が必要となりますので、市危機管理課までお問い合わせください。 |
| ⑤ 取付支援 | サポーターが家庭を訪問し、固定器具の取付サポートを実施します。 |

※スケジュールはあくまで目安であり、状況に応じて変更する可能性があります。

※事前連絡なく、サポーターが自宅をいきなり訪問することはありません。本制度に関して、不審に思われる訪問や電話等があった場合には、下記までご連絡ください。

令和8年度 家具類固定サポート制度 募集要項

【対象世帯】 観音寺市内に住所を有する世帯

【申請方法】 別紙の利用申請書に必要事項を記入のうえ、下記まで御提出ください。

※予算額に達した場合、受付を終了します。

○提出先（郵送・FAX・メールにて提出してください。）

〒768-8601 香川県観音寺市役所 総務部危機管理課 行

FAX：0875-23-3920 E-mail：kikikanri@city.kanonji.lg.jp

【注意事項】

以下の条件等をお読みいただいたうえ、利用申請を行ってください。

○事前診断や取付支援の作業は無料ですが、**転倒防止器具の購入費用は申請者の負担**となります。

○申請者が建物の所有者でない場合は、建物の所有者又は管理者の承諾が必要です。

○円滑な作業のため、訪問前に、家具の周囲の整理をお願いします。

※**片付けは本制度の支援対象外**です。

○以下については、**支援の対象外**とさせていただきます。

- ・ガラスへの飛散防止フィルムの貼付
- ・コンクリート、モルタル、タイル等へのビス固定
- ・ピアノ等、専門業者による作業が必要なもの
- ・仏壇等、固定作業に特別な配慮が必要なもの

○申請は、**1世帯につき1回限り**です。

【お願い】

この制度は、「自分の命は自分で守る」という自助の意識向上を図るとともに、自分では固定器具の取付作業ができない方を手助けすることを目的としています。

家具の移動作業や家具内の収容物（食器等）の片付けなど、本制度の支援の範囲を超えたご要望についてはお受けすることができませんので、あらかじめご了承をお願いします。

自分で作業ができない方（高齢の方、障害のある方、病気やけがをされている方等）は、サポーターが、取付作業まで支援をさせていただきますが、ご自分で作業ができる方は、サポーターからのアドバイスのもと、可能な限り、ご自分で作業を実施していただくようご協力をお願いします。

【家具類転倒防止器具の購入費用への補助について】

器具の購入費用は申請者の負担となりますが、購入費用に対する補助を行っています。別途申請が必要となりますので、観音寺市危機管理課までお問い合わせください。

※器具を購入する前に、必ずご連絡いただき、補助制度が利用可能かどうかをご確認ください。

※器具の購入費の補助制度の利用に要件がある場合があります。また、時期によっては募集を締め切っている可能性もありますので、あらかじめご了承ください。